

# 12 更衣室及びシャワー室

## ▶ 整備基準抜粋

医療施設、福祉保健施設及び体育施設に不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）は、次に定める構造とすること。

- ア 床の表面は、濡れても滑りにくい仕上げとすること。
- イ 出入口は、1の項(2)のイに定める構造とすること。
- ウ 床には、車いす使用者が利用する際に支障となる段を設けないこと。
- エ 車いす使用者が円滑に利用することができるよう十分な床面積を確保し、かつ、腰掛台及び手すりを適切に配置すること。
- オ 1以上の水栓器具は、レバー式その他操作が容易なものとすること。

## ▶ 目標となる基準抜粋

医療施設、福祉保健施設及び体育施設に多数の者が利用する更衣室又はシャワー室を設ける場合においては、そのうち1以上（男子用及び女子用の区分があるときは、それぞれ1以上）の更衣室又はシャワー室は、次に定める構造とすること。

- ア 同上
- イ 出入口は、1の項(1)に定める構造とすること。
- ウ 同上
- エ 同上
- オ 同上

## ▶ 解説

### ア 適用

- ・ 更衣室及びシャワー室の基準は、医療施設、福祉保健施設及び体育施設に共用の更衣室及びシャワー室を設ける場合等に、適用される。

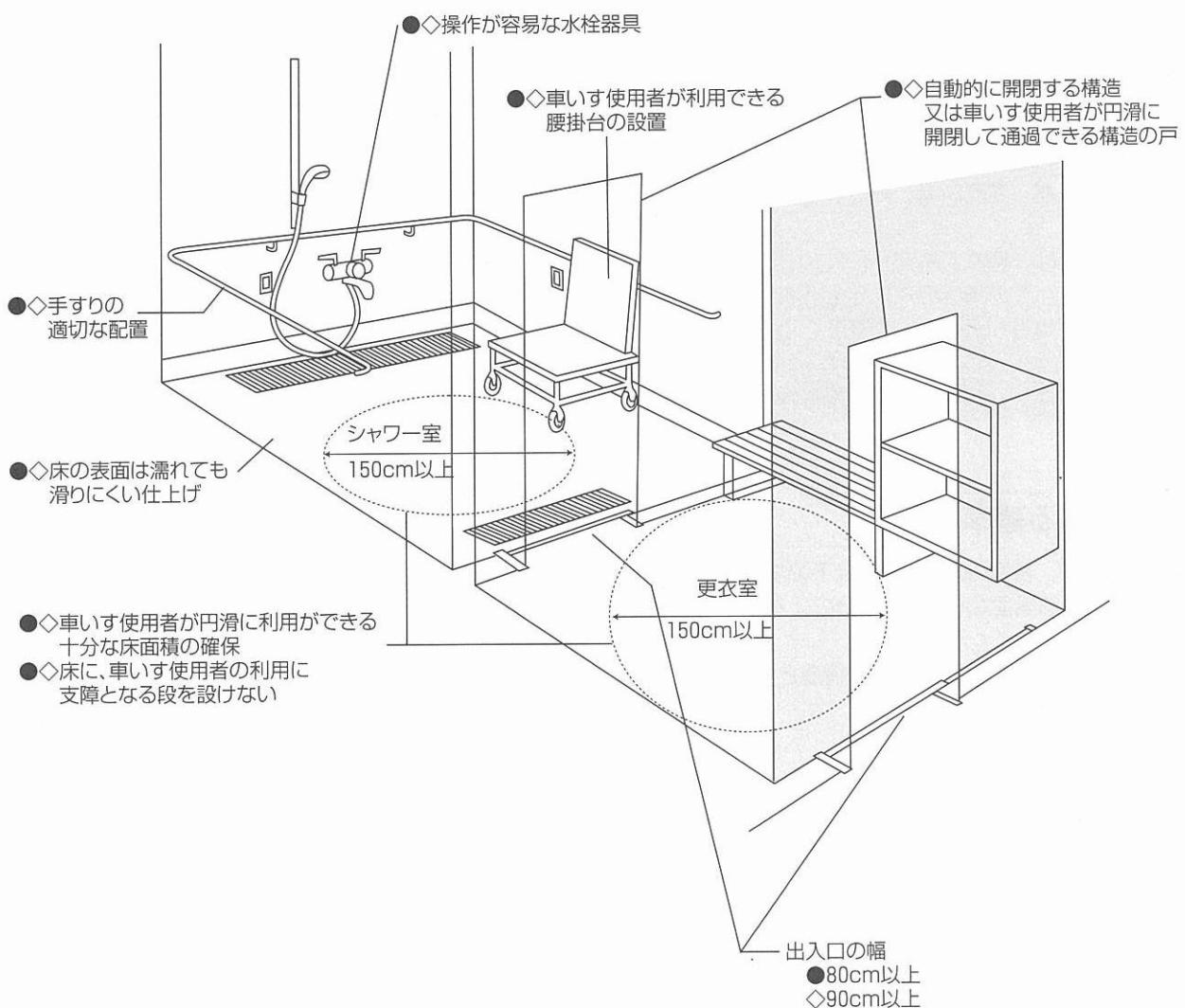
### イ 尺法

- ・ 室内で車いす使用者が転回できるスペース（150cm角以上）を確保することが必要。洗面台下等の下部においてフットレストが通過できるスペースが確保されていればその部分の算入可。

## ▶ 配慮事項

浴室に準じた配慮を行うことが望ましい。

## 更衣室及びシャワー室の整備例



凡例

●印：整備基準に定めるもの

◇印：目標となる基準に定めるもの

無印：整備基準、目標となる基準には示されていない標準寸法例、及び配慮事項